令和4年1０月の調剤報酬一部改訂について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年10月1日

本年10月よりオンライン資格確認等システムを活用に係る評価が改定され調剤報酬が以下のように変わります

**【従来】電子的保険医療情報活用加算**

・マイナ保険証を利用する場合は3点　　　（1ヵ月に1回）

・マイナ保険証を利用しない場合は1点　　（3ヵ月に1回）

**【改定後】医療情報・システム基盤体制充実加算**

・マイナンバーカードを利用しオンライン資格確認等により

情報提供をした場合は1点　（６ヵ月に1回）

・それ以外の場合は3点　　　（６ヵ月に1回）

**本改定によりいつものお薬でも、ご請求額が変わる場合がございますので**

**ご理解の程よろしくお願いいたします。**

**当薬局では、薬剤情報等を取得・活⽤することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。**

**正確な情報を取得・活⽤するため、マイナ保険証のご利⽤について、ご理解・ご協⼒いただきますようお願いします。**

サカエ薬局　〇〇店